

公益財団法人木下記念事業団
令和8年度大学院奨学生推薦要領

1 申請資格 奨学資金規程

- ・ 日本国籍を有する、令和8年4月に博士後期課程に進学する予定の大学院生。
ただし、大学の長(以下「学長」)の判断で、博士後期課程在籍中の院生及び博士前期課程1年次の院生も、募集人員の範囲内で、応募対象に加えることができます。
博士前期課程で修了する予定の(後期課程に進まない)院生には申請資格を認めません。
- ・ 博士後期課程進学時30歳未満の者。
- ・ 奨学資金規程第3条(奨学生の申請資格)各号の該当性については、学長が判断して下さい。
第4号の「併給不可」規定についても、学長が「併給が必要」と判断されたら、併給を認めることとしますので、弊事業団への申請は可能です。
- ・ 木下記念事業団の奨学生 OB、寮生(OB 含む)も応募可能です。

(奨学生の申請資格)

第3条 奨学生として申請できる者は次の各号のすべてに該当する者で、かつ、申請者が在籍する大学の長の推薦を受けた者とする。

- (1) 申請資格を有する大学の学生及び大学院生
- (2) 学業成績が優秀、かつ、心身ともに健全である者
- (3) 経済的理由により修学に困難があると認められる者
- (4) 他の機関による、給付形式の奨学資金の支給を受ける予定のない者
- (5) この規程に定める書類等の提出義務を誠実に履行する者

2 奨学資金

- (1) 支給期間 令和8年4月から1年間
次年度に継続する場合は、改めて学長の推薦を求めます。
- (2) 支給額
博士後期課程大学院生 年額300万円
博士前期課程大学院生 年額120万円

3 提出書類

- (1) 大学院奨学生申請書 (様式第1号-2)
- (2) 大学院奨学生推薦書 (様式第2号-2)
- (3) 大学院奨学生調書 (様式第3号-2)
- (4) 個人情報の取扱いに関する承諾書
- (5) 健康診断書 学内健診のもので結構です。
- (6) 本人の所得を証明する書類
既婚者の場合は配偶者の所得を証明する書類も一緒に提出してください。
① 令和7年所得証明書(所得・課税)の本紙
(内容は令和6年分「令和6年1月1日～12月31日」の状況)
※ 無収入でも必要です。
※ 住民税(市町村民税)決定通知書は不可。
② 令和6年源泉徴収票コピー(給与収入の有る方は必ず)
③ 令和6年確定申告書全頁のコピー(確定申告をした方は必ず)
- (7) 住民票の写し(役所等で発行したもの)
本人、同一世帯の家族、続柄及び本籍地が記載されているもの。
※ 家族の下を離れ住民票を移動している学生は、家族が記載されている住民票の除票を提出してください。
- (8) 感想文
事業団ホームページの「トップページ」「理事長挨拶」及び「設立の趣意」を読んだ感想文(1000字程度、A4縦向き・横書き、大学名、氏名)を提出してください。

(裏面へ続きます)

- 4 出願締切日 令和7年6月30日(月)必着
推薦する学生がない場合は、その旨のご連絡をお願いいたします。
- 5 採用内定通知 令和7年9月上旬 貴学に通知予定
- 6 正式採用通知 大学院博士後期課程の合格通知書等の確認後、貴学に通知予定
※ 博士後期課程在籍中の院生及び博士前期課程1年次の院生の場合は、誓約書等の
確認後、通知予定
- 7 奨学資金振込 (前期分) 令和8年6月下旬 貴学口座に振込予定
(後期分) 令和8年10月下旬 貴学口座に振込予定